

甲府市立北中学校 いじめ防止基本方針

◇はじめに

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであると考えています。本校では、平成25年9月に『いじめ防止対策推進法』が施行されたことを受け、その趣旨に則り「いじめ防止基本方針」を定めました。

今後は、これまで以上に、いじめ防止のための取り組みを強化し、いじめの防止、いじめの早期発見、早期解決に迫れるよう、迅速かつ適切な解決を図ることを目指しながら、教職員や保護者との相互理解、地域、関係機関との連携を図る中で、いじめ根絶に向けた教育活動を推し進めていくものとします。以上の考えを基本としながら、甲府市立北中学校における「いじめ防止基本方針」を策定します。なお、この方針は平成29年3月の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定が行われたこととともない、平成31年3月に改定しました。

1 いじめ問題に関する基本理念

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為である。生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることが大切である。

すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行わなければならない。

いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、治療的な関わりだけでなく、未然防止やいじめが起こりにくい集団づくり、安全安心な学校づくりなど、学校、家庭、地域住民が連携を深める中で生徒の思い遣る心の育成を図り、いじめ防止対策に積極的に取り組まなければならない。

2 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

◆具体的ないじめの態様

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことなどを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

*ケンカやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの基本認識

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない。
- ⑥ いじめは安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑦ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑧ いじめは解消後も注視が必要である。
- ⑨ いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑩ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- ⑪ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

4 いじめ対策のための組織

【いじめ対策委員会】 定例委員会：毎週1回（校内生徒指導部会を兼ねる）

特別委員会：年2～3回

（構成）・校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・各学年生徒指導担当（副主任）

・養護教諭・不登校担当・スクールカウンセラー（必要に応じてスクールサポーター）

（役割）定例委員会：いじめの相談窓口 いじめ情報の収集・共有・記録 いじめ情報への組織的対応

特別委員会：いじめアンケートの分析・対応 いじめ防止基本方針等の検証・見直し

★いじめの対応が難しくなったり、長期化すると予見される時は、いじめ対策委員会を中心に解決を図る。

★いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められるときは、市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署、関係機関等と相談して対処する。

【重大事態調査委員会】

（構成）・校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・該当学年主任・該当学級担任

・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー

（必要に応じてスクールサポーター・市生徒指導アドバイザー・児童福祉司・市自立支援カウンセラー

・校医・PTA関係者・学校評議員・指導主事等を含む）

（役割）事実関係調査 該当生徒・保護者への情報提供 市教委・市長への報告

5 いじめ防止等に関する基本的な考え方

（1）未然防止の取り組み（居場所づくり・自己有用感の醸成）

- ① 生徒の「居場所づくり」を行い、「絆づくり」を促し、自己有用感の醸成に努める。
- ② 道徳教育の充実を図り、思い遣る心の育成や規範意識の醸成に努める。
- ③ わかる授業、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ④ 警察等の関係機関との「日々の連携」（情報交換など）をするように心がける。

⑤ 授業や行事の中で全ての生徒が活躍できる場を設定し、生徒による自治的活動の支援をする。

⑥ 職員会議や校内研究会において、職員がいじめ防止の研修を行う。

※ いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することによりいじめに正面から向き合うことができるよう実践的な取り組みを行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

※ 道德教育を充実させ、障害のある児童生徒や性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒等、特に配慮が必要な生徒へ特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 早期発見の取り組み（教育相談、アンケート調査等）

① 定期的な教育相談の実施

- ・ 昼休みや放課後、きずなの日等を利用しての計画的な教育相談（二者懇談）。
- ・ 家庭訪問や学期末三者懇談での相談。
- ・ 保健室での観察や相談、スクールカウンセラーや教育相談室での面談。
- ・ 教職員の業務の見直しを行い、相談時間を確保し、教育相談体制を充実させる。

② 日常的な観察

- ・ 休み時間や放課後等の生徒の言動観察や生活ノート等からの悩みの把握。

③ 定期的なアンケート調査の実施

- ・ 6月、11月、2月に『いじめアンケート』を実施する。
- ・ 6月、11月、2月（他適宜に）生徒との二者懇談実施

* アンケートの目的が教師の気づかない（潜在的な）いじめの有無やその程度を把握するものであることを理解する。いじめの発見には重要な手段ではあるが、あくまでも補助的なものであることを認識し、状況に応じて必要な措置を講じる。学期末に学期毎の調査結果を市教育委員会に報告する。

(3) いじめへの対処（連携・継続支援・再発防止）

いじめに対処する手順を明確にし、校長のリーダーシップの下、速やかに対処し、早期解決を図る。

① 事実確認 ② 支援指導 ③ 謝罪の会など、全職員がいじめ対応の手順を明確に理解し、全職員で確認しておく。管理職のリーダーシップの下で指導を進め、常に報告・相談を繰り返し、問題の早期解決に当たる。

問題の解決とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではなく、生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解決になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。

◆ 事実確認と支援及び指導

○ 事情聴取の際の留意事項

- ・ いじめられている生徒や周囲の生徒からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。安心して話せるよう、その生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。
- ・ 関係者が複数いる場合は、個々に聴取を行う。
- ・ 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- ・ 情報提供者についての秘密を厳守し、報復等が起こらないように細心の注意を払う。
- ・ 聴取を終えた後は、教員が保護者に直接説明を行う。また、事案の内容や生徒の様子により当該者を自宅に送り届けるなど配慮する。

○事情聴取の段階ではないこと

- ・ いじめられている生徒といじめている生徒を同じ場所で事情を聴くこと。
- ・ 注意、叱責、説教だけで終わること。
- ・ 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導を行うこと。
- ・ ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ・ 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

◆いじめ関係者への指導

○いじめを受けている生徒への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ いかなる理由があっても徹底していじめられた生徒の味方となり、守り通すことを約束する。 ・ 生徒の表面的な変化から解消したと判断せず、支援を継続する。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担任を中心に、生徒が話しやすい教員等が対応する。 ・ いじめを受けた悔しさやつらさにじっくり耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間や場を確保し、じっくり聞く態勢を整え、安心感を与える。 ・ 学校は、いじめを行う生徒を絶対許さないことや今後の指導の仕方について伝える。 ・ 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒の良さや長所を認め、励ます。 ・ いじめを行う生徒との今後のつきあい方など、行動の仕方を具体的に指導する。 ・ 学校は、安易に解消したと判断せず、経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教員等の連絡先、または相談機関の連絡先を教える。 ・ 「君にも原因がある」、「がんばれ」等という指導や安易な励ましはしない。
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。 ・ 自己肯定感を回復できるよう、授業学級活動等での活躍の場や友人との関係づくりを支援する ・ 解消の目安は3ヶ月とする。また、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があるため、日常的に注意深く見守り続ける。 <p>*いじめが「解消」したと判断するためには、いじめに係わる行為が止んでいること、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことの2要件を満たしている必要がある。</p>

○いじめを行った生徒への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。 ・ 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。 ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮の下に指導を行う。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応する教員は、中立の立場で事実確認を行う。 ・ 話しやすい話題から入りながら、嘘やごまかしのない事実確認を行う。
指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。 ・ 自分がいじめを行ったことの自覚を持たせ、責任転嫁等を許さない。 ・ いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。 ・ 不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聞く。 ・ いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている生徒を守るために、いじめを行った生徒に対して出席停止の措置を講じたり、警察関係機関の協力を求めたり厳しい対応

	<p>策をとることも必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うと共に、教育委員会や保護者間で十分な共通理解及び連携を図る。
経過 観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活ノートの交換や面談等を通して、教員との交流を続けながら変化や成長を確認していく。 ・ 授業や学級活動等を通してエネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを認めていく。

○傍観していたり周囲にいたりした生徒への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめは、学級学年等集団全体の問題として対応していく。 ・ いじめ問題に教員が生徒と共に本気で取り組んでいる姿勢を示す。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。 ・ いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを教員が言葉と態度で示す。
指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者である事実を受け止めさせる。 ・ いじめを受けた生徒は、傍観したり周囲にいたりした生徒の態度をどのように感じていたかを考えさせる。 ・ これからどのように行動したらよいかを考えさせる。 ・ いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣い等について振り返らせる。 ・ いじめを許さない集団作りに向けた話し合いを深める。
経過 観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。 ・ いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導していく。

◆保護者との連携

○いじめを受けた生徒の保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を伝える。
- ・ いじめを受けた生徒を、学校として徹底して守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過をこまめに伝えると共に、保護者から生徒の様子等について情報提供を受ける。
- ・ いじめの全貌がわかるまで、いじめを行った生徒の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・ 対応を安易に集結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

【保護者の不信をかう対応】

- ・ 保護者の訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」等と言う。
→事実を調べ、いじめがあれば生徒を必ず守る旨を伝える。
- ・ 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの発言をする。
- ・ 電話で簡単に対応する。

○いじめを行った生徒の保護者との連携

- ・ 事情聴取後、生徒を送り届けながら家庭訪問を行う等、事実を経過と共に伝える。
- ・ いじめを受けた生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・ 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

- ・ 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではない等としたり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、教員の生徒を思う信念を示し、理解を求める。

【保護者の不信をかう対応】

- ・ 保護者を非難する。
- ・ これまでの子育てについて批判する。

○保護者との日常的な連携

- ・ 年度当初から、通信や保護者会等で、いじめの問題に対する学校の認識や対応方針・方法等を周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめを受ける側、いじめを行う側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

(4) インターネットなどを介して行われるいじめへの対処

- ・ ネット上のいじめの発見・情報があった場合には迅速に情報収集と事実確認を行う。ただし、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮する。
- ・ 名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合は、保護者と連携する中でプロバイダに対して速やかに情報発信停止や削除を求める等必要な措置を講じる。
- ・ 必要に応じて、市教育委員会に連絡し、所轄警察署や関係機関等に通報し適切な援助を求める。
 - * インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得る等、重大な人権侵害に当たる事を理解させるために情報モラル教育の充実を図る。

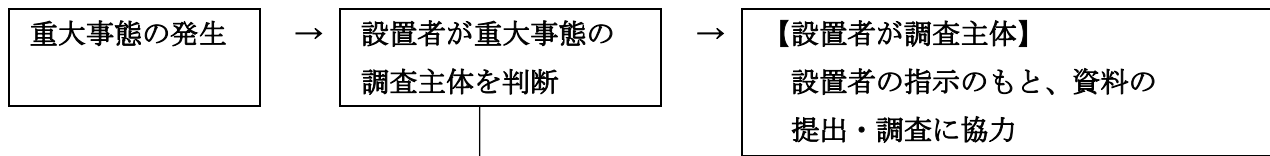
(5) 重大事態への対処

【重大事態とは】

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
生徒が自殺を企画・身体に重大な障害・金品等に重大な被害・精神性の疾患を発症
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
(年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も市教委又は学校の判断で重大事態と考え、対処する。)
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

いじめが重大事態(※)と認められる場合は、市教育委員会に連絡し、必要な助言・支援を受け、いじめ事案に対応する。また、重大事態に対しては、いじめ対策支援チームと連携し、関係機関との連携の下、「被害生徒を守る」「いじめは絶対に許さない」という姿勢で適切に対応する。

- * 調査をしないままいじめの重大事態ではないと断言することはない。
- * 調査を行う組織を平時から設置する。



【学校が調査主体】

①校内に「**重大事態調査委員会**」を設置（常設）
 専門家（弁護士、臨床心理士、医師、その他必要と認められるもの）、第三者の参加により公平性・中立性を確保する。設置者の判断により、設置者による支援チームが調査に加わる。

②「**重大事態調査委員会**」で事実関係を明確にするための調査実施
 因果関係の特定ではなく、客観的事実を網羅的に把握
 アンケート等は開示対象であることを説明する。

③いじめを受けた生徒・保護者に対して情報を適切に提供
 情報を適時適切に報告 個人情報には配慮するが個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。

④調査結果を学校の設置者に報告
 希望により「いじめを受けた生徒・保護者の所見をまとめた文書」を添えて提出する。

⑤調査結果を踏まえた必要な措置

6 いじめ防止年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	いじめ対策委員会	保護者会で啓発		いじめ対策委員会	教員研修	
	事実発生時に、緊急会議の開催					
防止	学級づくり、人間関係づくり					
対策	情報モラル教室					福祉講話
早期発見	家庭訪問 SCとの面談 (新入生)		いじめアンケート 二者懇談	三者懇談	街頭補導	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議		いじめ対策委員会				いじめ対策委員会
	事実発生時に、緊急会議の開催					
防止	学級づくり、人間関係づくり					
対策		全校道徳	薬物乱用防止教育			命の授業
早期発見		いじめアンケート 二者懇談	三者懇談	保護者アンケート (学校評価)	いじめアンケート 二者懇談	